



風水害への備えはできていますか？

▶問合せ 危機管理グループ ☎079 (435) 0991

風水害は、事前に情報を収集し、早めの避難を行うことが非常に重要になります。播磨町では、お手持ちの携帯電話・スマートフォンへの情報伝達手段が多数ありますので、ご活用ください。

※カメラ付きのスマートフォン・タブレット端末をご利用の方は、QRコードを接写するだけでアクセスできます。

防災安心ネットはりま



携帯電話やパソコンのメールアドレスを登録すると、災害時や地域の不審者情報などの緊急情報をいち早くメールで受け取れるシステムです。
また、平常時には、防災情報や休日の救急当直医の情報を確認することができます。

スマートフォンアプリ「ひょうご防災ネット」



「ひょうご防災ネット」は兵庫県および兵庫県内の市・町から「避難に関する情報」などの緊急情報や、地震、津波、気象警報などの防災に関する様々な情報を利用者の方々に提供するサービスです。



スマートフォンアプリ「Yahoo!防災速報」



スマートフォンにアプリをインストールして、播磨町の情報を受信する設定すると、Yahoo!や播磨町から災害情報をポップアップ通知してくれるシステムです。
スマートフォンがなくても、パソコンのメールアドレスを登録し、同様の情報をメールで受信できます。



「播磨町防災情報テレホンサービス」

☎0180-997-1131

防災行政無線で放送した内容が聞き取りにくかった、聞こえなかったということはありませんか。播磨町では、防災行政無線で放送した内容を、電話で聞き返すことができる「播磨町防災情報テレホンサービス」の運用を行っております。

「播磨町WEBハザードマップ」も運用開始！

播磨町では、皆さまお手持ちのスマートフォンやパソコンなどから、浸水想定区域や避難所などを確認することができるよう「播磨町WEBハザードマップ」の運用を開始しました。ブックマークやスマートフォンホームページのショートカットアイコンに「登録いただき、活用ください。」



「総合防災マップ」が新しくなりました！



播磨町では、避難場所や浸水想定区域などを記載した「総合防災マップ」を5年ぶりに全面改訂しました。
新しい「総合防災マップ」は、想定最大規模降雨浸水想定（1000年に1回の大雨）・想定最大規模高潮浸水想定（1000年に1回の台風）・ため池ハザードマップなど、新たな被害想定に対応しているほか、マイ避難カードなど、住民の皆さまに使用していただきやすい内容となっています。

避難場所標識を

更新しました



※宝くじ収益金で避難場所標識を更新しました。

播磨町では、日頃から地域住民への周知と、災害発生時に分かりやすいようにという目的で、避難場所標識を設置しています。しかし、旧標識は経年劣化のため見えなくなっているものが多くありました。

そこで、今年新しいものに更新し、外国の人にもやさしい表記のものに変えました。

新しいハザードマップと新しい標識とを確認し、今一度、避難場所や避難経路の確認をしていただきたいと思えます。

避難行動要支援者名簿を作成します

▼問合せ 福祉グループ ☎079 (435) 2361

町では「避難行動要支援者名簿」を作成しています

播磨町では、災害対策基本法に基づき、高齢者や障がいのある人など、災害時に自力で避難することが困難な人の「避難行動要支援者名簿」を作成しています。

配布した調査用紙で「平時からの個人情報提供」に同意をいただく事により、避難支援等関係者に普段から情報を提供し、共有することができます。平時の見守り活動や災害時の避難支援体制づくりに役立てることができま。

日頃からお互いに「顔の見える関係づくり」をすすめるため、ご協力をお願いします。

▼町から情報を提供できる団体（避難支援等関係者） 消防署、自主防災組織、自治会、消防団、社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生委員児童委員

避難行動要支援者名簿作成のための書類を配布します

災害時における避難支援や安否確認などに備え、避難を必要とする人を事前に把握し、「避難行動要支援者名簿」を作成するために、「避難行動要支援者名簿登録同意書兼セルフランシット」を配布します。

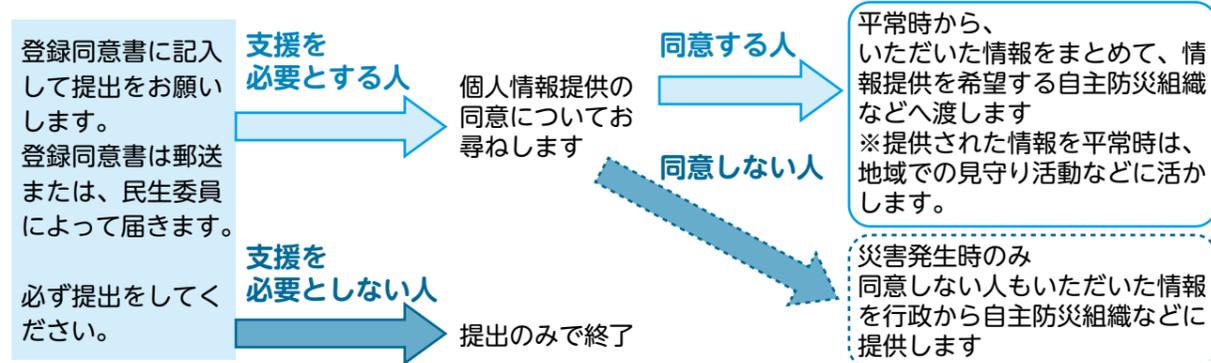
▼実施時期 6月上旬～8月下旬

▼配布方法 ①か②のどちらか
①町内に居住する70歳以上の人…町から委託を受けた民生委員が自宅を訪問し、書類を配布します。

②69歳までの身体障害者手帳（1・2級）、療育手帳（A判定）、精神保健福祉手帳（1級）をお持ちの人と要介護3以上の人…郵送で書類を送付します。

▼回答方法 同封の返信用封筒で返送してください

名簿登録の同意のながれ



※登録同意書は3枚つづりです。1枚目は行政保管。2枚目は行政保管後必要に応じて自主防災組織などへ提供。3枚目は記入者が保管してください。

